

■5月20日

ジンエアー(LCC)、新千歳—仁川線、6-10月Daily運航へ

ジンエアーは17日までに新千歳—仁川線を6月17日から10月11日の間は、現在の週2便を毎日運航へと増便することを明らかにした。円安などにより6月以降の旅客需要増が見込めると判断したため。

使用機材はボーイング737—800型(183席)。仁川を午前8時20分に出発し、折り返し便が新千歳を正午に出発する。

(北海道新聞)5/18

<http://www.hokkaido-np.co.jp/news/economic/466719.html> (-> <http://www.hokkaido-np.co.jp/news/economic/466719.html>)

沖縄関連路線、航空6社、4月搭乗実績、旅客数前年同月比4.7%減

沖縄関連路線に就航する航空6社は4月の搭乗実績をまとめた。旅客者の合計は120万9058人で、前年同月比4.7%減。提供座席数は166万2828席で、3.9%減だった。スカイマーク(SKY)とスカイネットアジア航空(ソラシドエア、SNA)の運休などが主な要因。沖縄タイムスが報じた。

航空会社別では

- ・全日空は旅客数8%増の56万5418人。提供座席数は77万6978席で、2.4%増。
- ・日航は1.5%減の24万5111人。提供座席数も33万5735席で、6.2%減。
- ・日本トランスオーシャン航空(JTA)は7%増の24万7008人。提供座席数は31万3320席で、3.6%減。
- ・琉球エアークommuter(RAC)は8.2%増の3万1740人。提供座席数を、4万9709席の13.8%増と大幅に増やした。
- ・スカイマークは 関西、宮古線の運休で提供座席数を20%減の15万8946席で、旅客数も13%減の10万4946人で13%減。
- ・ソラシドは 長崎、熊本線を運休で40.8%減の1万4835人。提供座席数は2万8140席で39.4%減。

(沖縄タイムス)5/18

http://article.okinawatimes.co.jp/article/2013-05-18_49380 (-> http://article.okinawatimes.co.jp/article/2013-05-18_49380)

離島割引適応保留、石垣—那覇線、スカイマーク参入以降

(八重山毎日によると)

離島住民の交通コストを軽減するため、県が航空会社に補填(ほてん)して航空運賃を引き下げている離島住民等交通コスト負担軽減事業は、スカイマーク社が参入する7月10日以降、石垣—那覇間では適用されない見通しだ。離島住民が当日利用できる運賃に差が生じるため、県は自由競争の妨げになるおそれがあると判断、事業の適用を保留している。

スカイマークは7月10日、石垣—那覇、石垣—成田、石垣—神戸の3路線を開設。那覇路線については4往復8便、普通運賃を片道5000円に設置している。ピーチは9月13日から同路線で1往復2便の運行を開始し、運賃は3290~1万4790円の範囲となる。

県事業の対象となっている石垣—那覇の離島割引運賃は現在、9400円で統一されているが、スカイマークの参入以降は運賃に差が生じることになる。

県がスカイマーク社の路線開設日から離島割引の適用を保留することを受け、日本トランスオーシャン航空(JTA)が13日、国交省に届け出た石垣—那覇の離島割引運賃(7月10日~8月31日)は片道1万6100円となった。

一方、JTAは、事前に予約購入できる早割運賃の割引率を拡大。最安で55日前5800円、搭乗前日でも6700円に設定した。ただ、離島割引とは違い、便指定の早割チケットは予約変更ができない。

(八重山毎日)5/19

<http://www.y-mainichi.co.jp/news/22481/> (-> <http://www.y-mainichi.co.jp/news/22481/>)

- 国交省、ICTチャーター規制緩和、第1種旅行業者に販売許可

- 国交省は16日付でICTチャーターの規制を緩和し、用機者と直接契約をした第1種旅行業者について、包括旅行商品用

座席の卸売を認める通達を発出した。これは、「本邦を発着する国際線チャーター便の運航について」を一部改正したもの。

トラベルビジョンによると

今回の改正では、ICTチャーターの座席販売について「用機者がチャーターした部分の全部または一部を、直接的または間接的に転売しないこと」としつつも、用機者が直接契約した第1種旅行業者に限り「チャーターした部分の一部を卸売することを妨げない」とした。ただし、卸売先の第1種旅行業者による他の旅行会社への「孫売り」は認めない。

加えて、ICTチャーターは日本発着の包括旅行として販売すること、とし、地上手配のない旅客輸送、つまり個札販売は不可とした。さらに、今回から個札販売をしないことを貸切契約に明記するよう求めた。

(トラベルビジョン)5/19

<http://www.travelvision.jp/news/detail.php?id=57604&pg=2> (-> <http://www.travelvision.jp/news/detail.php?id=57604&pg=2>)

(日刊航空)5/20

<http://www.da-news.co.jp/xhp/today.htm> (-> <http://www.da-news.co.jp/xhp/today.htm>)

国交省、貨物部門、エアラインチャーター規制緩和

国交省は5月16日付で、2011年7月から導入された貨物分野の“エアラインチャーター”について、これまでの「大規模な緊急事態への対応や、航空貨物の臨時的・集中的な貨物輸送需要の増大など荷主の突発的な輸送需要への対応を目的とするもの」とした要件を撤廃する通達を出した。これによって、エアラインチャーターによる定期的な運航が可能となる。

全日空が7月から行う日本貨物航空の機材・乗員を使った成田～那覇線貨物便の運航は、この制度を活用したもの。

(日刊航空)5/20

<http://www.da-news.co.jp/xhp/today.htm> (-> <http://www.da-news.co.jp/xhp/today.htm>)